

## 大津市下水道排水設備指定工事店処分基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大津市下水道排水設備指定工事店規程(平成22年企業局管理規程第4号。以下「規程」という。)第10条の規定による指定の取消し又は一時停止の処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 大津市公営企業管理者(以下「公営企業管理者」という。)は、下水道排水設備指定工事店(以下「指定工事店」という。)の処分の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、大津市下水道排水設備指定工事店審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、別表1に規定する違反行為に対する違反点及びその処分について協議し、公平にその判定を行い、公営企業管理者に具申することをもってその権限とする。

3 委員は、次の各号に掲げる職にあるものをもって充てる。

- (1) 局長
- (2) 企業調整監
- (3) 下水道事業長
- (4) 企業総務課長
- (5) 下水道計画課長
- (6) 下水道整備課長

4 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名したものが職務を代理する。

6 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

7 委員会は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員長は、緊急を要するときその他特別の事情があると認める場合には、書面による賛否を求めて委員会の協議に代えることができる。

10 委員会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

11 委員会は、会議の経過及び結果を速やかに公営企業管理者に報告しなければならない。ただし、第9項の規定を適用した場合は、書面合議によるものとする。

12 委員会に関する事務は、お客様設備課において処理する。

(違反点)

第3条 指定工事店が別表1に定める違反等の事項に該当する行為を行ったときに付す違反点は、同表に定めるとおりとする。ただし、公営企業管理者は、同表に定める違反点を付することが不適当と認めるときは、その都度判断の上、適切な違反点を決定する。

2 前項の違反点の適用期間は、違反点を付した日を起算日として指定効力停止期間を除き2年間とする。

3 公営企業管理者は、指定工事店が指定効力停止期間又は違反点の適用期間中に再度違反等の事項に該当する行為を行ったときは、違反点を加算する。

4 公営企業管理者は、第1項又は第3項の違反点を付したときは、指定工事店に通知するものとする。

(処分)

第4条 公営企業管理者が前条の規定により指定工事店に付した違反点が別表2に定める点数となったときに行う処分は、同表に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公営企業管理者は、指定工事店が他の工事等での違反行為その他反社会的行為等を行ったとき又はこの要綱に定める基準により処分することが不相当と認めるときは、その都度判断の上、処分するものとする。

(文書による改善命令等)

第5条 お客様設備課長は、違反行為の内容により早急に是正が必要と判断したときは、文書による改善命令等を行うことができる。

(意見陳述のための手続)

第6条 公営企業管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると判断したときは、行政手続法(平成5年法律第88号)、大津市行政手続条例(平成8年条例第30号)及び大津市企業局聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規程(平成9年企業局管理規程第6号)に定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行うものとする。

(不利益処分の通知)

第7条 公営企業管理者は、不利益処分を決定した場合に、被処分者に対し当該処分の通知を行うものとする。

(下水道排水設備工事責任技術者に対する措置)

第8条 公営企業管理者は、下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)が「公益財団法人滋賀県建設技術センター下水道排水設備工事責任技術者の登録の取り消し、一時停止等の処分基準」に規定する違反行為に該当した場合は、同処分基準に基づき公益財団法人滋賀県建設技術センターに報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定工事店の処分に関し必要な事項は、その都度、公営企業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

2 改正後の大津市下水道排水設備指定工事店処分基準要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の指定工事店による違反等の事項に該当する行為について適用し、施行日前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

違反項目	根拠規程	違反等の事項		違反点
指定要件違反	規程第3条第1項第1号	1 公益財団法人滋賀県建設技術センターに登録された責任技術者が1人以上専属していないとき。		8
	規程第3条第1項第2号	2 排水設備等の新設等の工事の施行に必要な設備及び器材を有しなくなったとき。		8
	規程第3条第1項第8号	3 代表者が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったとき。		8
	規程第3条第1項第4号	4 代表者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。		8
	規程第6条第2項	5 代表者が下水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。		8
	規程第3条第1項第6号	6 指定工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない者であることが判明したとき。		8
	条例第5条	7 無届け工事（竣工検査を受けずに供用している場合）	賦課漏れが発覚したとき。	5
	条例第5条	8 届出工事（竣工検査を受けずに供用している場合）	賦課漏れが発覚したとき。	4
	規程第6条第2項	9 道路掘削許可、私道掘削承諾、道路使用許可を受けずに工事（掘削、穿孔及び配管等）を施行したとき。		5
	規程第6条第2項	10 施行上の安全管理を著しく怠り、従業員を死傷させたとき。 （補足：死亡又は傷害により違反点が異なる）		案件ごとに判断 （6点以下）
	規程第6条第2項	11 施行上の安全管理を著しく怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 （補足：死亡、傷害又は被害により違反点が異なる）		案件ごとに判断 （7点以下）
	規程第6条第2項	12 文書注意に従わないとき。 （補足：1点に該当した違反行為事案に対する文書注意に従わないとき。合計2点）		1
	規程第6条第2項	13 改善命令（指示）に従わないとき。 （補足：要綱第5条に基づく）		2
	規程第6条第2項	14 文書警告に従わないとき。 （補足：2点（文書注意に従わない場合を含む）に該当した違反行為事案に対する文書警告に従わないとき。合計6点）		4
	条例第5条	15 無届け工事（竣工検査を受けずに供用している場合）	賦課あり（既存施設の改修）	4
	条例第7条	16 排水設備工事が完了した日から5日以内にその旨を公営企業管理者に届け出て検査を受けなかったとき。		2
	規程第6条第2項	17 その他の違反行為（法令、条例又は規則、規程等に違反する行為）		案件ごとに判断
	規程第6条第2項	18 代表者が法令等に違反して拘禁刑以上の刑に処せられたとき。		3
資格者選任等義務違反	規程第9条第2項第5号	1 専属する責任技術者に異動があったときに届出を提出しないとき。		8
届出義務違反	規程第9条第2項第1号、2号、3号、4号、6号	1 組織、商号の変更又は営業所の移転（住居表示、電話番号の変更を含む）や代表者に異動があったときに届出書を提出しないとき。		8
	規程第9条第1項	2 事業を廃止し、若しくは休止しようとするときに届出書を提出しないとき。		8
事業の運営基準違反	規程第6条第2項	1 排水設備工事ごとに責任技術者を指名しなかったとき。		口頭注意
	規程第6条第1項第7号	2 責任技術者の監理の下において排水設備工事の設計及び施行をしなかったとき。		2
	規程第6条第2項	3 公営企業管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。		6
	規程第6条第2項	4 基準に適合しない排水設備を設置したとき。		6
	規程第6条第2項	5 排水設備の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。		6

	規程第6条第2項	6 指名した責任技術者に施行した排水設備ごとに工事記録を作成させなかったとき。 又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	4
	規程第6条第1項第4号	7 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わしたとき。	1
	規程第6条第1項第5号	8 指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与したとき。	1
工事施行に関する義務違反	下水道法第49条第4項	1 排水設備の検査の際、公営企業管理者の求めに対し、正当な理由なく責任技術者を検査に立ち会わせないとき。	1
	規程第6条第2項	2 検査業務に支障を及ぼす行為を行ったとき。(竣工図、竣工図書等の提出)	2
	規程第6条第2項	3 施行した排水設備工事が下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	2
	規程第6条第1項第2号、第3号	4 排水設備工事において不適切な工事費の請求や不誠実な行為により市民トラブル(訴訟等)を発生させたとき。	案件ごとに判断
不正申請	規程第6条第2項	1 不正の手段により指定工事店として指定を受けたとき。	8
備考	<p>1 違反点の適用は、1の事案について違反等の事項のうち2以上の項に該当したときは、該当違反点のうち最も高いものをもって適用する。</p> <p>2 違反点の件数は、原則として排水設備計画確認申請書1枚につき1件として違反点を付加するものとする。ただし、特例として同一地域内の同一施行期間内の工事は1件とする。</p>		

別表 2

違 反 点	処 分
1 点	文 書 注 意
2 点	文 書 警 告
3 点	1 5 日 間 指 定 効 力 停 止
4 点	1 か 月 間    "
5 点	2 か 月 間    "
6 点	3 か 月 間    "
7 点	6 か 月 間    "
8 点	指 定 取 消 し